

食料安定供給特別会計入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成30年11月1日)

開催日及び場所			平成30年9月7日（金曜日）政策統括官第2会議室		
委員			荒川 穂（法人参与） 野口和秀（公認会計士） 門伝明子（弁護士）		
審議対象期間			平成30年4月1日～平成30年6月30日		
審議対象案件			266 件 うち、 1 者応札案件 3 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
抽出案件			5 件 うち、 1 者応札案件 1 件 (抽出率 2 %) (抽出率 33%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件 (抽出率 - %)		
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	169 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		指名競争	40 件 うち、 1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件		
		随意契約（企画競争・公募）	0 件		
		随意契約（その他）	57 件		
	(特記事項)				
委員からの意見・質問、それに対する回答等			意見・質問	回答等	
			別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容			特になし		
[これらに対し部局長が講じた措置]			[]		

意 見 ・ 質 問	回 答 等
1 平成 30 年度政府所有米穀の販売等業務委託契約 (業務概要) ○落札者の決定は、どのような方法で行うのか。 ○国が自ら業務を行っていた場合と民間に委託した以降では、政府所有米穀の販売等の業務に係る経費は下がったのか。	○国が米の不作等に備えて100万トン程度備蓄している国内産米及びWTOの国際約束に従い買入れているミニマム・アクセス米について、販売・保管・運送・安全性確認等の業務を包括して、平成22年10月以降、入札に付して民間業者に委託している。また、平成23度からは、公共サービス改革法に基づき設置された官民競争入札等監理委員会において入札実施要項について審議を経て、了承を得た上で入札に付して民間事業者に委託している。 ○入札参加資格の有無の評価により入札参加資格を満たした者について、入札書に記載する単価を算式で算出した価格の低い者から順次、当該者の外国産米穀の取扱希望数量の和が外国産米穀の委託予定数量（60万トン）に達するまで落札者として決定する。 ○国が自ら業務を行っていた平成21年度における政府所有米穀の販売に係る1トン当たりの経費と民間委託以降に政府所有米穀の販売に係る1トン当たりの経費を比較すると3割程度下がっている。
2 精米工場におけるカツオブシムシ類の発生調査請負業務 (業務概要)	○中国へ精米を輸出する場合、中国の植物検疫上、中国側から指定された精米工場においてとう精を行う必要があるが、この指定を受けるためには3種類のカツオブシムシ類が発生していないことが条件となっている。本業務は、中国への精米の輸出を促進する観点から、この指定を受けるために必要となるカツオブシムシ類の発生調査を実施する際の経費の支援を行うものである。

意 見 ・ 質 問	回 答 等
○応札価格に大きな開きがあるのはなぜか。 ○週当たりの価格となっているが、調査はどれ位の期間行うのか。	○会社の規模の違いや、精米工場によっては、独自に衛生管理を行う業務を当該業者と既に契約している場合があり、その業者が有利になることなどが想定される。 ○調査そのものは、中国側から指定されるまで、途切れなく継続していく必要がある。これまで、中国から指定された精米工場は、10 年前に 1 か所、今年 2 か所指定され、合計で 3 か所のみである。
3 政府所有米麦情報管理システムに係るデータセンタ賃貸借業務一式 (業務概要) ○徴収した見積りに大きな金額の開きがあるのはなぜか。 ○初期費用を除いて、前年度までの賃借料を 1 年分で比較するとどうなるのか。	○現行の政府所有米麦情報管理システムは、民間から賃貸したデータセンタにサーバー機器等を設置して運用しており、これに係る契約は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年間の国庫債務負担行為により措置しているところである。 一方、平成 31 年度からは、現在構築中である次期システムを、民間のクラウドサービスを利用して運用していくこととしていることから、平成 30 年度については、現行の契約を 1 年間再契約して対応することとしたところである。 ○現行のデータセンタ以外のデータセンタでは、サーバー機器等を移動するための経費、通信・電源設備の設置などの経費が嵩むこととなり、その影響が大きいと考えられる。 ○初期費用のみを除いて見積りを行うことは困難である。
4 政府所有米麦情報管理システムのサーバー機器等の賃貸借及び保守業務一式 (業務概要)	○現行の政府所有米麦情報管理システムに係るサーバー機器等の賃貸借及び保守業務に係る契約は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年間の国庫債務負担行為により措置しているところである。 一方、平成 31 年度からは、民間のクラウドサービスを利用して次期システムを運用していく予定

意 見 ・ 質 問	回 答 等
○現行の業者のみから見積りを徴取しているが、これは合理的なのか。 ○政府共通プラットフォームに移行する予定はないのか。	としていることから、平成 30 年度については、現行の契約を 1 年間再契約して対応することとしたところである。 ○本サーバー機器等は現行業者以外の業者の取扱いがないので、他の業者が見積りを行うことは現実的ではない。 ○当初は、平成 30 年度から政府共通プラットフォームに移行する予定であったが、利用に係る分担金が当初の予定より大幅に増加することとなったことから、比較的成本の低い民間のクラウド環境を利用して新システムを構築することとした。将来的には政府共通プラットフォームへ移行することを念頭に構築することとしている。
5 政府所有米麦情報管理システムの運用環境等に係るサービス提供一式 (業務概要) ○本業務は、将来的に政府共通プラットフォームへの移行に向けたソフトウェアの開発を含めた一連のサービス提供となるのか。 ○1 者応札となった理由のアンケートに、公告期間が短い、また、受注してからの準備期間が短いという意見があるが、これらへの対応はどうか。	○本調達は、平成 30 年度から平成 34 年度の 5 か年間、運用を予定している政府所有米麦情報管理システムの次期システムについて、民間のクラウドサービスの運用環境の提供・構築、運用機器等のサービス提供を受けるものである。平成 30 年度において当該クラウドサービス上でシステム開発を行い、平成 31 年度から本格運用を開始する予定としている。 ○そのとおり。OSS というオープンソースのシステムを使ってシステムを構築することにより、政府共通プラットフォームへ円滑に移行ができるようにするものである。 ○公告期間は特定調達のルールである 40 日間以上を超える 52 日間としており、十分な期間を確保したものと考えている。また、受注してから着手までの期間については、今回は、事業者の準備期間の確保の状況を勘案して設定するよう検討してまいりたい。

(注) 予定価格が類推されるものは除いている。